

クリーニング所及びクリーニング取次店の事業者の皆様へ

令和5年度
「クリーニング業務従事者講習」のご案内

クリーニング所及びクリーニング取次店の事業者は、その業務に従事する者に対し、営業開始の日から1年以内に、あと3年を超えない期間ごとに都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い指定した『講習』を受けさせなければなりません。（クリーニング業法第8条の3、同法施行規則第10条の3に基づく）

※受講人数は、従事者の数に五分之一を乗じて得た人数となっています。

この講習は、クリーニング業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るために 法により義務づけられたものですが、最近は「クリーニング事故賠償基準」が改訂され、「衣類の取り扱い表示」も大きく変わっています。

また、皆さまがお困りの「長期滞留品（長い間引き取りがない洗濯物）」の対応につきましても解説をします。

是非とも、この機会に受講されますよう、下記のとおりご案内申し上げます。

記

- ◆ 講習科目 衛生法規および公衆衛生、洗濯物の受取り・保管および引渡し、洗濯物の処理、繊維および繊維製品
- ◆ 申込み方法 受講申込書に必要事項を記入して、当センターあて 郵送または FAX（06-6946-9306）にてお申し込みください。併せて「振込用紙」（払込取扱票）により、お近くの郵便局で 受講料（4,500円）を振込んでください。

※ 当指導センターの「ホームページ」からも申込書等がダウンロードできます。

※ 申込みと振込みが確認できた方には「受講票」をお送りします。
(発送予定：講習実施日の約2週間前)

- ◆ 受講料 4,500円 (個人の都合で受講できなかった場合は返金いたしません)

申込み・問い合わせ先（大阪府知事指定「講習」実施機関）

公益財団法人 大阪府生活衛生営業指導センター

〒540-0012

大阪市中央区谷町1-3-1-801

TEL 06-6943-5603 FAX 06-6946-9306

裏面に実施要領があります

令和5年度「クリーニング業務従事者講習」実施要領

* 会場へは、公共交通機関をご利用ください。(下図参照)

* 会場の都合により、定員になり次第締め切りますので、その節はご了承ください。

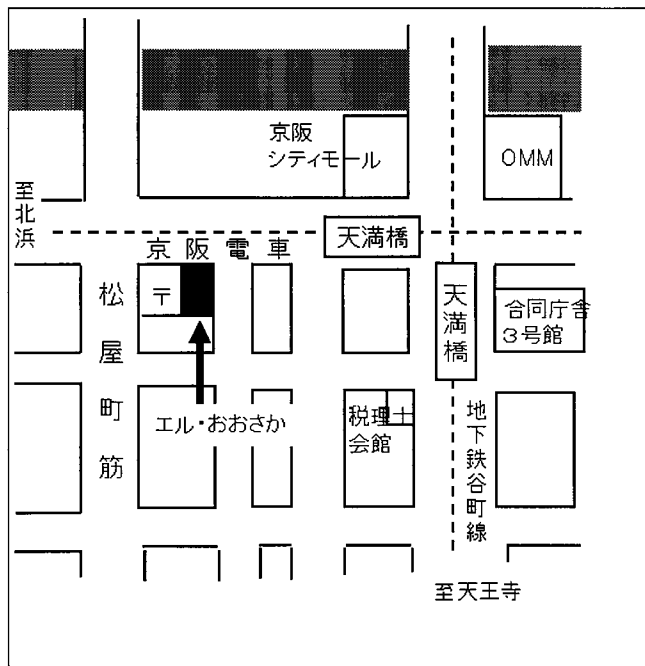
1. 日時と会場

講習実施日	講習会場	申込み期限
令和5年9月24日(日) 午後1時～5時まで	エル・おおさか南館 (大阪市中央区北浜東3-14)	令和5年8月1日 ～9月11日まで

2. 講習の内容

	講習科目
第1時限	衛生法規および公衆衛生
第2時限	洗濯物の受取り、保管および引渡し
第3時限	洗濯物の処理
第4時限	繊維および繊維製品

<会場>



京阪電車「天満橋駅」から徒歩5分

地下鉄谷町線「天満橋駅」から徒歩7分